

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 保健福祉部
保健福祉政策課、長寿社会課、医療政策課、健康づくり課、
試験検査課、急病診療所、新型コロナウイルス感染症特別対策室
※令和2年度に実施を延期した部署を対象としたもの

3 監査の期間 令和3年11月26日（金）～令和4年1月21日（金）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和3年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、共通的事項、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 共通的事項

- ① 佐世保市立急病診療所松葉杖担保金において、佐世保市財務規則第 132 条第 1 項で「第 130 条の規定による歳入歳出外現金の出納の手続は、歳計現金の出納の例による。」と規定されているにもかかわらず、調定をしないまま公金銀行等に払い込んでいた。

(急病診療所)

財務規則の再確認を行い、適正な事務の執行を図られたい。

2. 支出事務

- ① 出張命令伺において、保健所長（部長職）の出張については、佐世保市事務処理規程第 6 条で「市長決裁事項…以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の命令を受けていなかった。

(新型コロナウイルス感染症特別対策室)

部長職の出張の専決区分誤りについては、担当者及び決裁者が規程を再確認し、再発防止に努められたい。

3. 契約事務

- ① 急病診療所医師待機派遣委託契約において、佐世保市財務規則第 166 条第 2 項で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、…数量の多寡、…等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、業務時間が 2 時間の日額単価に対し、業務時間が 4 時間の日額単価（倍額）の予算額をもって予定価格としていた。

(急病診療所)

- ② 佐世保市緊急通報システム事業業務委託契約において、佐世保市財務規則第 166 条第 2 項で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、…取引の実例価格、…等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、見積書が 5 種類の月額単価であるのに対し、2 種類の月額単価の予算額をもって予定価格としていた。

(長寿社会課)

- ③ 佐世保市配食サービス事業委託契約（随意契約）ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 4 条第 6 項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていなかった。

(長寿社会課)

④ 国保連合介護保険伝送システムの運用管理に係る委託契約において、佐世保市財務規則第 177 条第 1 項及び佐世保市財務規則事務取扱要領 3(1)イ(1)で「…決定業者の見積書は徴する。」と規定されているにもかかわらず、決定業者からの見積書を徴していなかった。

(長寿社会課)

⑤ レセプト電子データ提供に関する契約（複数単価契約）において、佐世保市財務規則第 166 条第 2 項で「予定価格は、…取引の実例価格、…等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、1 種類の単価のみを予定価格としていた。

(健康づくり課)

⑥ Milli-QIntegral5（超純水製造装置：メルク株式会社製）の修理において、佐世保市財務規則第 176 条で「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 166 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定していなかった。

(試験検査課)

⑦ 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる周知広告業務委託契約において

ア 佐世保市財務規則第 175 条の 2 別表 7 第 1 号から第 5 号に掲げる契約タイプのいずれにも当てはまらないにもかかわらず、同表第 1 号の基準を適用し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約により契約を締結していた。

(新型コロナウイルス感染症特別対策室)

イ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約（以下「1 号随契」という。）による契約ができないにもかかわらず、1 号随契を行い、1 号随契であることを条件とする佐世保市財務規則第 144 条第 6 号の規定による契約保証金の免除を行っていた。

(新型コロナウイルス感染症特別対策室)

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約（以下「1 号随契」という。）による契約ができないにもかかわらず、1 号随契を行い、1 号随契であることを適用の前提とする佐世保市財務規則第 176 条第 2 号の規定により予定価格を設定していた。

(新型コロナウイルス感染症特別対策室)

⑧ 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（検体採取及び検査）業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 7 条第 1 項で「予定価格は、…積算価格の 100 円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、消費税等相当額を加算しないまま予定価格として設定していた。

(新型コロナウイルス感染症特別対策室)

- ⑨ 新型コロナウイルス集団接種会場設営等業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、積算価格の100円未満の端数を切り捨てないまま消費税等相当額を加算し予定価格として設定していた。

(新型コロナウイルス感染症特別対策室)

契約事務の執行については、規則・要綱等を再確認するとともに、決裁権者が責任をもって、事務処理の適正化を図られたい。

4. 財産管理事務

- ① 寄贈された物品において、佐世保市物品会計規則第11条で「…物品について取得をしようとするときは、物品処理書(様式2)により契約課長に合議のうえ当該物品の取得をし、出納員を経て受け入れなければならない。この場合、速やかに会計管理者に通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、物品処理書を作成していないものがあった。

(急病診療所)

② 備品において

- ア 佐世保市物品会計規則第15条第3項で「…備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあった。

(健康づくり課)

- イ 佐世保市物品会計規則第21条で「出納員は…備品ラベルをちょう付して整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルをちょう付していないものがあった。

(健康づくり課)

- ③ 物品の寄附に係る受入れにおいて、佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていなかった。

(新型コロナウイルス感染症特別対策室)

備品の処分については、前回は指摘した事項である。備品は市民の財産であることを再認識し、管理者が責任を持って再発防止に努めるとともに、規則等をよく確認のうえ適正な事務処理を行われたい。